

令和3年度

岡山市市民協働推進事業・ニーズ調査事業

募集要項



岡山市との協働事業の提案を募集します！！

事前協議期間 令和2年10月19日（月）～令和2年11月6日（金）まで

提案書類提出 令和2年11月9日（月）～令和2年12月11日（金）まで（必着）

※事前協議は提案に必須となります

問合せ・申込 岡山市市民協働企画総務課内「ESD・市民協働推進センター」

住所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1062

FAX 086-803-1872

E-mail esd-smc@googlegroups.com

担当課：岡山市市民協働企画総務課市民活動支援室

I 岡山市市民協働推進事業

1 趣 旨

岡山市における社会課題の解決を市民と行政の協働の手法によってすすめます。そのために、協働によってより効果的に課題解決がすすむ事業を公募し、実施するものです。

2 提案内容・方法等

① テー マ 岡山市において解決する必要がある社会課題

② 種 類 ・NPO提案型

団体が自由な発想力を活かして公共的課題を設定し、その課題解決のために市とともに実施する提案事業。

・行政提案型

あらかじめ市が公共的課題（テーマ）を設定し、その課題解決のために市とともに実施する提案事業。

※提案にあたって、協働の相手方となる市の担当課と、提案内容について事前協議を行っていただき、合意を得たうえでの提案となります。

③ 提 案 者 市内で活動する10人以上で構成する市民活動団体

④ 事業期間 最長で2年間 ※2年間の事業実施を保証するものではありません。

⑤ 補助金額 1事業に対する補助金額は上限200万円で、予算の範囲内で補助します。
1,000円未満の端数は切り捨てます。

補助金額の75%以内で、事業完了前に補助金を一部交付することができます。

⑥ 補 助 率 NPO提案型 4/5以内

行政提案型 5/5以内

⑦ 対象経費 事業実施に係る経費に限ります。

⑧ 事前協議 提案前に担当課、市民協働企画総務課、ESD・市民協働推進センター、市民活動団体と事業目的・内容等について、事前協議を行います。事業目的・内容等を総合的に判断した結果、正式な提案に至らない場合があります。

※様式第1号～第4号に可能な限り記載して提出してください。

※事前協議は提案に必須となります。

⑨ 審 査 書類審査とヒアリングにより、岡山市協働推進委員会が補助対象事業と補助金額を審査します。

⑩ 評 価 岡山市協働推進委員会が進捗状況を確認するため、事業実施途中で評価を行い、また事業終了後には、最終評価を行います。

⑪ そ の 他 事業の実施は令和3年度当該事業予算の成立が前提となっています。

3 行政提案テーマ

岡山市の提案テーマは次のとおりです。テーマの詳細については、各担当課に直接お問い合わせください。①～②は現在、事業実施しているテーマであり、新たな事業の募集はございません。

① 就学前親子の居場所づくり事業（継続）

担当課：地域子育て支援課

② こどもの貧困～乳幼児期からの心の安定や自己肯定感を育む体験活動の支援（継続）

担当課：こども福祉課

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業～認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの整備～（新規）（ニーズ調査済）

担当課：高齢者福祉課

- ④ 保護された野良犬等を譲渡につなげるための犬の訓練システムと訓練を補助するボランティア組織の構築を目指す（新規）
担当課：保健所衛生課
- ⑤ 保護される乳飲み仔猫の一時飼養及び新たな飼い主を探すボランティアの育成と支援体制を構築する（新規）
担当課：保健所衛生課

4 事業要件 補助の対象となる事業は次のすべてを満たした事業です。

- ① 岡山市内で実施される事業であり、社会課題を解決し、公益増進に寄与するために岡山市との協働で取り組みがなされるもの
※広域で連携して実施することにより、より効果が期待できる場合は市外での活動も可。
- ② 提案団体の先駆性、専門性等を活かした、計画的かつ継続性のある取り組み
- ③ 提案団体と岡山市との役割分担が明確で、協働で実施することでより効果が期待でき、事業の効果や成果が具体的に示されるもの
- ④ 人員計画、実施日程、予算の積算等が適正であり、事業の実現が可能なもの
- ⑤ 岡山市との信頼関係を築き、共に理解しあいながら意欲的に取り組めるもの
- ⑥ 申請団体が実施主体となって、令和3年4月から令和4年3月末日の間に実施するもの
- ⑦ 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 営利を目的とするもの
 - イ 国、地方公共団体等から助成を受けているもの
 - ウ 施設等の建設及び整備を目的とするもの

5 申請団体の要件

補助の対象となる団体は、自主的に社会貢献活動を行う団体で、次の要件を全て満たす団体。

- ① 団体の活動により得た利益の分配を目的としない非営利団体であること
- ② 岡山市を主な活動範囲としていること
- ③ 定款・規約・会則等を有していること
- ④ 団体としての運営及び会計処理が引き続き1年以上適正に行われていること。ただし、「ESD・市民協働推進センター」が事前相談を受け、協働事業提案に向けて、協働する市担当課等と同センターが参加して協議を行う過程で設立に至った市民活動団体等の場合は、この限りではない。
- ⑤ 10人以上で構成されていること
- ⑥ 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反していない団体であること
- ⑦ 岡山市税を滞納していない団体であること
- ⑧ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- ⑨ 暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ⑩ 国、地方自治体等が団体の構成員又は、事務局として参加している団体でないこと

※複数の団体による協議体、実行委員会での事業実施もできます。ただし、主たる事務局団体を定め、その団体を代表者として申請をしてください。代表団体は上記の要件をすべて満たした団体であり、構成団体すべてが上記⑥⑦⑧⑨の要件を満たしている必要があります。

6 補助対象経費

事業実施に直接必要な経費であり、原則として事業実施期間内に支払われた経費が対象です。

支出費目（例）		内 容
1	人件費	事業の実施にあたり直接的に要する人件費
2	報償費	外部の専門家等に支払う謝礼など
3	旅費	事業を実施するために必要な交通費など
4	消耗品費	事業実施に直接必要な事務消耗品購入費など ※備品の購入は認められません
5	食糧費	会議等のお茶購入費など
6	印刷製本費	チラシ、事業報告書等の印刷費など
7	通信運搬費	郵便代、宅配便代など
8	使用料・賃借料	会場使用料、パソコン等器具リース料など
9	保険料	事業実施に直接必要な行事保険料など
10	委託料	業務の一部を他の団体等に発注して実施する委託料など ※総事業費の3分の1以内に限りませ

※対象とならない経費の例

- ・ 事業に直接関わりのないスタッフに対する人件費
- ・ 団体の構成員に対する謝礼
- ・ 施設及び設備の整備及び改修に関する費用
- ・ 国、地方公共団体の補助制度の対象となっているものに係る経費

7 提出書類 岡山市市民協働企画総務課内「ESD・市民協働推進センター」に次の書類を提出して下さい。

- (1) 提案時
- ① 市民協働推進事業提案書（様式第1号）
 - ② 市民協働推進事業計画書（様式第2号）
 - ③ 市民協働推進事業収支予算書（様式第3号）
 - ④ 団体の概要書（様式第4号）
役員名簿、団体規約、前年度活動報告書及び収支計算書、その他団体の概要
がわかるものを添付してください。
 - ⑤ 岡山市税を滞納していないことを証明する書類
 - ⑥ その他事業に関する資料
- (2) 事業終了時
- ① 市民協働推進事業報告書及び評価表（様式第5号）
 - ② 実施した事業の状況がわかる写真及び資料
 - ③ 市民協働推進事業収支決算書（様式第6号）
 - ④ 領収書その他補助対象経費の支払を証明できる書類
詳細は補助金交付決定後に書面でお知らせします。
※事業終了後、20日以内に、提出して下さい。

8 事業審査

審査は、岡山市協働推進委員会において4つの指標に基づき行います。

審査（令和3年2月上旬頃）で書類審査および提案団体と協働課でのプレゼンテーション・ヒアリングを行い決定します。特に、事業計画等に修正が必要な場合、再審査（令和3年3月下旬）を行います。

	審査項目	審査項目の考え方
1	必要性	① 社会課題やその背景の分析がなされているか ② 岡山市と提案団体が協働することで解決できるものか ③ 岡山市が取り組む必要性はあるか
2	内容	① 社会課題の解決方法として妥当かつ効果的なものか ② 目標達成に向け計画的に考えられているか ③ 関係機関との調整や法律的な課題を抱えていないか
3	効果	① 一般施策化または自主事業化し、事業の継続を見込めるか ② 事業を評価する具体的な内容と指標は適切か ③ 事業経費に対する効果は妥当性があるか
4	実施体制	① 岡山市と市民団体との協働する体制が整っているか ② 提案団体に事業を遂行する能力、実績、体制が整っているか

9 評価

事業終了後、岡山市協働進委員会において事業評価を行います。また、市民協働推進事業報告会（令和4年6月頃）で、事業報告していただきます。

10 その他

① 事業支援

協働事業を効果的に実施するため、「ESD・市民協働推進センター」が継続的な支援を行います。

② 協働する岡山市の担当課が不明な場合

「市民協働推進事業計画書」、「市民協働推進事業収支予算書」、「団体の概要書」を可能な限り記入し、事前に相談してください。協働する候補になる課を紹介します。ただし、協働課として確定することを保証するものではありません。また、事業内容によっては協働する課が見つからない場合もあります。

③ 課題共有・分析・解決ワークショップについて

協働事業提案に向けて、「課題共有」ワークショップで問題意識を共有し、「課題分析」ワークショップで原因の分析をした後、「課題解決」ワークショップで解決方法を検討する場合があります。

④ 事業内容・結果の公表及び発表

当該事業の内容、結果については、ホームページ「おかやまNPO・ボランティアサイト つながる協働ひろば」（<http://www.okayama-tbox.jp/kyoudou/>）に掲載します。担当課及び実施団体は、各種事業で発表していただくことがあります。

11 提案期間・提出先

事前協議期間 令和2年10月19日（月）～令和2年11月6日（金）まで
※様式第1号～第4号を可能な限り記載して提出してください

提案書類提出 令和2年11月9日（月）～令和2年12月11日（金）まで（必着）
※事前協議は提案に必須となります

提出先 岡山市市民協働企画総務課内「ESD・市民協働推進センター」
住所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話 086-803-1062
FAX 086-803-1872
E-mail esd-smc@googlegroups.com

Ⅱ 岡山市市民協働推進二一ズ調査事業

- 1 趣旨 社会課題を解決する必要性・緊急性、協働事業により解決が図れる可能性などについて、具体的に現状を把握し分析する。
- 2 事業要件 次のすべてを満たしていることが必要です。
 - ① 岡山市市民協働推進事業を提案するため、または岡山市との協働事業を実施するための二一ズ調査事業であること。
 - ② 申請前に事前に担当課と市民活動団体と事業目的・内容等について、事前協議を行います。事業目的・内容等を総合的に判断した結果、正式な申請に至らない場合があります。
 - ③ 調査結果の集計・分析が翌年度もしくは翌々年度の市民協働事業に反映されることが明らかであること。
 - ④ 事業計画、人員計画、実施日程及び予算の積算等が適正であり、実現の可能性があること。
 - ⑤ 事業の実施は補助金交付決定日から令和4年2月末日の期間になります。
- 3 申請団体の要件 岡山市市民協働推進事業と同じです。P. 2を参照してください。
- 4 補助対象経費
 - ① 補助金額 上限50万円で予算の範囲内で補助します。
1,000円未満の端数は切り捨てます。
補助金額の75%以内で、事業完了前に補助金を一部交付することができます。
 - ② 補助率 4/5以内
 - ③ 対象経費 事業実施に係る経費に限ります。
岡山市市民協働推進事業と同じです。P. 3を参照してください。
なお、委託料は総事業費の3分の1以内に限ります。
- 5 提出書類
 - (1) 提案時
 - ① 市民協働推進二一ズ調査事業提案書(様式第1号)
 - ② 市民協働推進二一ズ調査事業計画書(様式第2号)
 - ③ 市民協働推進二一ズ調査事業収支予算書(様式第3号)
 - ④ 団体の概要書(様式第4号)
役員名簿、団体規約、前年度活動報告書及び収支計算書、その他団体の概要がわかるものを添付してください。
 - ⑤ 岡山市税を滞納していないことを証明する書類
 - ⑥ その他事業に関する資料
 - (2) 事業終了時 事業終了後、20日以内に、次の書類を提出して下さい。
 - ① 市民協働推進二一ズ調査事業報告書(様式第5号)
 - ② 実施した事業の状況がわかる写真及び資料
 - ③ 市民協働推進二一ズ調査事業収支決算書(様式第6号)
 - ④ 領収書その他補助対象経費の支払を証明できる書類。
詳細は、補助金交付決定後に書面でお知らせします。

6 審査・決定

「ESD・市民協働推進センター」に事前に相談して下さい。事業の目的・内容等について、ヒアリングを行います。提出された提案書等は、原則として30日以内に決定し、結果を通知します。

7 募集期間・提案書類提出先

令和3年4月1日から、毎月末（月末が土日祝日の場合は直前の平日）を締切とし、随時募集します。予算額に到達する見込みとなった場合は募集を行いません。
なお、募集開始前より、事前の相談を受け付けています。

提出先 岡山市市民協働企画総務課内「ESD・市民協働推進センター」

住所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1062

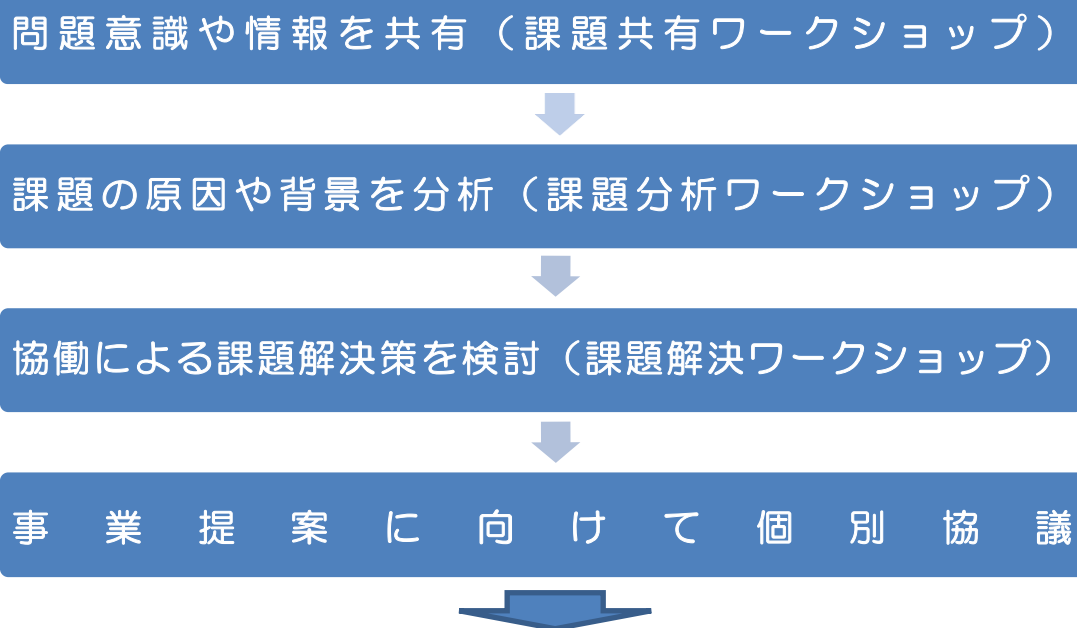
FAX 086-803-1872

E m a i l esd-smc@googlegroups.com

8 その他

- ① 事業の実施は令和3年度当該事業予算の成立が前提となっています。
- ② 調査結果は、実施団体と岡山市に帰属し、両者は目的の範囲内において活用できます。

市民協働推進事業の流れ



事前協議

事業提案に向けて事前の協議を行います。事前協議にあたり、様式第1号～第4号を可能な限り記載して提出してください。事業目的・内容等を総合的に判断した結果、正式な提案に至らない場合があります。

提案 審査

令和3年1月中旬 審査委員から事前質問
 令和3年2月上旬 市民協働推進事業審査会（審査）
 令和3年3月下旬 市民協働推進事業審査会（再審査）

事業実施

令和3年度 市民協働推進事業実施（令和3年4月～令和4年3月）
 中間評価（令和3年9月）
 事業報告会（令和4年6月）

事業継続

一般施策または自主事業の継続

★ESD・市民協働推進センターで事前相談を受け付けています。提案を検討されている場合はできるだけ早くご相談ください。（要電話予約）

★募集要項・申請書類は、「おかやま NPO・ボランティアサイト つながる協働ひろば」（<http://www.okayama-tbox.jp/kyoudou/>）でダウンロードできます

※平成26～令和2年度の市民協働推進モデル事業の詳細もご覧いただけます

